

金属くず営業事務取扱規程を次のように定める。

金属くず営業事務取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 金属くず商（第2条―第16条）
- 第3章 金属くず行商（第17条―第23条）
- 第4章 報告等（第24条―第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、金属くず営業条例（昭和39年兵庫県条例第56号。以下「条例」という。）及び金属くず営業条例施行規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に基づく許可事務について必要な手続を定めるものとする。

第2章 金属くず商

（金属くず商の許可）

第2条 警察署長は、規則第3条の規定により金属くず商許可申請書（規則様式第1号。以下「許可申請書」という。）を受理したときは、速やかに、その旨を生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に報告した上、所要の調査を行うものとする。

2 前項の規定による受理をした警察署長（以下「経由警察署長」という。）は、前項の調査をした場合は、不許可とするべき事由があると認めたとときを除き、許可等事務に係る管理及び運用規程（平成30年兵庫県警察本部訓令第13号。以下「管理運用規程」という。）第10条第1項第4号の許可等申請協議書に当該許可申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、保安課長に送付し、許可の可否について協議するものとする。この場合において、経由警察署長は、保安課長から管理運用規程第10条第1項第4号の協議結果通知書により支障がないと認められる旨の通知を受けたときは、許可するものとする。

3 経由警察署長は、前項後段の規定による許可をするときは、管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等作成依頼書により、保安課長に金属くず商許可証（規則様式第2号。以下「許可証」という。）の作成を依頼しなければならない。この場合において、依頼を受けた保安課長は、許可証を作成し、管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等送付書に許可申請書及び許可証を添付の上、当該経由警察署長に送付するものとする。

4 経由警察署長は、前項後段の規定による送付を受けたときは、速やかに、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に許可証を交付するものとする。この場合において、当該許可が2以上の営業所に係るものであって、他の警察署の管轄区域内にも営業所を有する金属くず商（以下「特定金属くず商」という。）のものであるときは、生活安全部長が定める様式の申請・届出関係書類送付書（以下「送付書」という。）に当該許可申請書の写しを添付の上、当該営業所の所在地を管轄する警察署の長（以下「営業所管轄警察署長」という。）に送付するものとする。

（台帳の作成）

第3条 経由警察署長は、前条の規定により許可したときは、生活安全部長が定める様式の金属くず商許可台帳（以下「許可台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

2 営業所管轄警察署長は、前条第4項後段の送付を受けたときは、生活安全部長が定める様式の金属くず営業所台帳（以下「営業所台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

（不許可の上申等）

第4条 経由警察署長は、第2条第1項の調査又は第2条第2項前段の規定による協議の結果、不許可とするべき事由があると認めたとときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の不許可上申書に許可申請書（第2条第2項前段の規定による送付をしたときを除く。）及び不許可とするべき事由を疎明する資料

を添付の上、警察本部長に上申（生活安全全部保安課経由。以下同じ。）をするものとする。

2 保安課長は、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が条例第3条の許可をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の不許可通知書を作成し、経由警察署長を経由して、申請者等に通知しなければならない。この場合において、経由警察署長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。

（許可証の再交付）

第5条 経由警察署長は、規則第5条の規定により許可証再交付申請書（規則様式第3号）を受領したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、新たに許可証を交付するものとする。

（許可証の返納）

第6条 経由警察署長は、規則第6条の規定により許可証の返納を受けるときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、許可証及び返納理由書（規則様式第4号）を受領するとともに、所要の措置を行うものとする。この場合において、当該返納が特定金属くず商からのものであるときは、送付書に返納理由書の写しを添付の上、営業所管轄警察署長に送付するものとする。

（変更の届出等）

第7条 経由警察署長は、規則第7条本文の規定により金属くず商変更届出・書換申請書（規則様式第5号。以下「変更届出・書換申請書」という。）を受領したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。この場合において、当該届出が特定金属くず商の営業する他の警察署の管轄区域内の営業所に係る事項であるときは、所要の調査を行った後、送付書に当該調査に係る書類の写し及び当該変更届出・書換申請書の写しを添付の上、当該営業所に係る営業所管轄警察署長に送付するものとする。

2 営業所管轄警察署長は、規則第7条ただし書きの規定により変更届出・書換申請書を受領したときは、所要の調査を行った後、送付書に当該調査に係る書類の写し及び当該変更届出・書換申請書の写しを添付の上、経由警察署長に送付するものとする。

3 経由警察署長は、第1項の調査の結果、支障がないと認めた場合で、当該届出が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを行うものとする。

（経由警察署長の変更等）

第8条 経由警察署長は、規則第8条の規定により特定金属くず商から経由警察署長変更届出書（規則様式第6号）を受領したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該経由警察署長変更届出書の写し及び当該特定金属くず商に係る許可台帳を添付の上、当該経由警察署長変更届出書に記載された営業所に係る営業所管轄警察署長に送付するものとする。

（帳簿等又は電磁的方法による記録の損傷等の届出）

第9条 経由警察署長は、規則第11条第1項の規定により帳簿等損傷（亡失、盗難）届（規則様式第9号）を受領したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

（管理者の解任勧告の上申等）

第10条 警察署長は、条例第12条第3項の規定による勧告を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が条例第12条第3項の規定による勧告を行うことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の管理者解任勧告書により、経由警察署長を経由して、当該金属くず商の営業者又はその代理人（以下「営業者等」という。）に通知するものとする。この場合において、経由警察署長は、当該営業者等から通知の受領を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。

（差止め）

第11条 警察署長は、規則第14条第1項の保管命令書（規則様式第11号）又は第2項の保管命令解除通知書（規則様式第12号）を当該金属くず商の営業者等に交付したときは、当該営業者等から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

（報告の要求）

第12条 警察署長は、条例第18条の規定により報告を求めるときは、生活安全部長が定める様式の報告要求書を当該金属くず商の営業者等に交付するとともに、受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(立入調査等)

第13条 条例第19条第1項の規定による立入調査は、立入調査に関する知識及び経験を有する警察官（以下「立入実施者」という。）が警部補以上の幹部の指揮を受け、原則として、複数で行うものとする。ただし、生活安全部保安課の許可等事務を所掌する課長補佐又は警察署の許可等事務を所掌する生活安全課長、生活安全第一課長、生活安全第二課長若しくは刑事生活安全課長の承認を得たときは、単独で行うことができる。

2 条例第19条第2項の証明書は、警察手帳とする。

3 立入実施者は、立入調査を行ったときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の立入調査結果報告書により所属する所属の長に報告するものとする。

(指示の上申等)

第14条 警察署長は、条例第20条の規定による指示を行う必要があると認めたときは、速やかに、生活安全部長に上申（生活安全部保安課経由）をするものとする。

2 保安課長は、生活安全部長が条例第20条の規定による指示を決定したときは、經由警察署長を経由して、当該金属くず商の営業者等に通知するものとする。

(許可の取消し等の上申等)

第15条 警察署長は、条例第7条若しくは第21条の規定による許可の取消し又は条例第21条の規定による営業の停止の処分を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が条例第7条若しくは第21条の規定による許可の取消し又は条例第21条の規定による営業の停止の処分を決定したときは、經由警察署長を経由して、当該金属くず商の営業者等に通知するものとする。

(手数料の処理)

第16条 經由警察署長は、第2条及び第5条の規定により申請書を受理したときは、当該申請書に警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）に定める手数料相当額の兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）が貼り付けられていることを確認するとともに、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）に定めるところにより処理した上、他の届出書類等とは区別して保存するものとする。

### 第3章 金属くず行商

(行商の証の交付)

第17条 警察署長は、規則第15条の規定により金属くず行商届（規則様式第13号。以下「行商届」という。）を受理したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、金属くず行商の証（規則様式第14号。以下「行商の証」という。）を交付するものとする。

(金属くず行商台帳の作成)

第18条 警察署長は、前条の規定による交付をしたときは、生活安全部長が定める様式の金属くず行商台帳（以下「行商台帳」という。）を作成するものとする。

(行商の証の検認)

第19条 第17条の規定による受理をした警察署長（以下「住所等管轄警察署長」という。）は、規則第17条の規定により行商の証の提出を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、検認を行うものとする。

(行商の証の再交付)

第20条 住所等管轄警察署長は、規則第18条において準用する規則第5条の規定により行商の証再交付申請書（規則様式第15号）を受理したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、新たに行商の証を交付するものとする。

(行商の証の返納)

第21条 住所等管轄警察署長は、規則第18条において準用する規則第6条の規定により行商の証の返納を受けるときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、行商の証及び返納理由書を受理するとともに、所要の措置を行うものとする。

(変更の届出等)

第22条 住所等管轄警察署長は、規則第19条の規定により行商の証変更届出・書換申請書（規則様式第16

号) を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。この場合において、当該届出が行商の証の記載事項に該当するときは、その書換えを行うものとする。

(住所等管轄警察署長の変更)

第23条 住所等管轄警察署長は、前条前段の規定により受理した行商の証変更届出・書換申請書が、他の警察署の管轄区域への届出者の住所の変更に係るものであるときは、送付書に当該変更届出・書換申請書の写し及び当該金属くず行商に係る行商台帳を添付の上、当該行商の証変更届出・書換申請書に記載された住所を管轄する警察署の長に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けた警察署長は、住所等管轄警察署長とみなしてこの訓令の規定を適用する。

#### 第4章 報告等

(台帳の整理)

第24条 警察署長は、第5条から第15条まで又は第19条から第22条までの規定により許可台帳、営業者台帳又は行商台帳(以下「台帳」という。)の記載事項に変更が生じたときは、その都度、台帳を整理するものとする。

(報告)

第25条 警察署長は、金属くず商及び金属くず行商の許可又は届出、廃止等の状況を四半期ごとに取りまとめ、生活安全部長が定める様式の金属くず営業許可、廃止等状況報告書により、次期当初の月の10日までに警察本部長に報告(生活安全部保安課経由)をするものとする。

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、条例及び規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日本部訓令第12号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年8月26日本部訓令第29号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。